

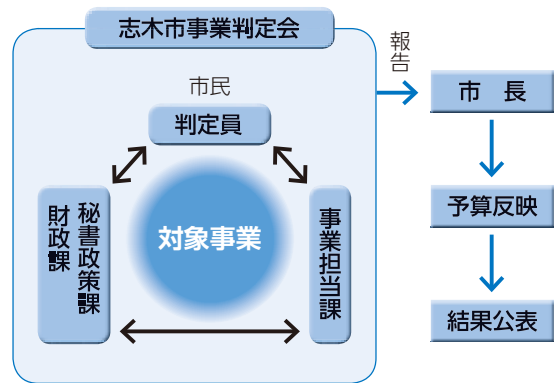
志木市事業判定会の 対象候補事業を募集します

問合せ／秘書政策課 内線2216

市では、市が実施する事業の改善や方向性を決定する際に「市民感覚」を取り入れることを目的に、事業の効果や必要性などを市民の皆さんが判定する事業判定会を実施します。

この判定会では、市民判定員が、対象事業の担当課と企画・財政担当課の意見交換を聞いたうえで、「事業担当課の計画どおり事業を進めて良い」「見直した方が良い」などの判定をします。

対象事業は、市民の皆さんから募集した対象候補事業と、市役所内で改善などの議論があった事業の中から、より改善に結びつく可能性がある事業を市長が選定し、決定します。



対象候補事業の募集

募集事業／志木市将来ビジョン実行計画（2019年度～2021年度）に掲載されている事業の中から、判定会で事業の実施方法や方向性などを議論してほしい事業

募集期間／7月1日（月）～8月30日（金） **対象者**／市内在住・在勤者

実行計画の閲覧方法／秘書政策課、市内各公共施設及び市ホームページで確認できます。

※応募方法などの詳細については、市ホームページをご確認ください。

児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

問合せ／子ども家庭課 内線2445

児童扶養手当を受けている人は、毎年、現況届の提出が必要です。11月分以降の受給資格の認定と手当額を決定するための届出であり、所得制限のために手当が支給停止となっている人も提出が必要です。

7月下旬に現況届の案内を郵送しますので、必ずご本人が手続きをするようお願いいたします。また、現在の生活状況の確認をするため面談となりますので、時間に余裕をもってお越しください。

受付期間：8月1日（木）～30日（金）

8時30分～17時15分（金曜日は19時まで）

※土・日曜日、祝休日を除く

受付場所／子ども家庭課 ※柳瀬川・志木駅前出張所での受付は行っていません。

※提出がない場合は、受給資格があっても11月分以降の手当が受けられなくなります。

また、届出を2年間提出しないと、時効により受給資格がなくなりますのでご注意ください。

⚠ 令和元年11月分から児童扶養手当は、2か月に1回の年6回払いとなります。

詳細については市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページQRコード

未婚（いままでに法律婚のない人）の児童扶養手当受給者に、給付金が支給されます

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の人に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給対象者／次のすべての要件を満たす人

●令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

●基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない人

●基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない人または事実婚の相手方の生死が明らかでない人

支給額／17,500円 **支給日**／原則として令和2年1月10日（金） **申請期間**／8月1日（木）～12月2日（月）

提出物／申請書、戸籍謄本、印鑑

▼児童扶養手当の受け取り口座以外を指定する場合は、本人確認書類及び指定した口座が確認できるものが必要となります。

※詳しくは、児童扶養手当現況届に同封の案内をご確認ください。